

## 一般社団法人日本車いすラグビー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）】 中長期基本計画は2022年3月開催の理事会にて承認されている。 【審査基準（2）】 中長期基本計画は現在改訂中であり最新版は2026年9月までにHPにて公表予定である。 【審査基準（3）】 現状の中長期基本計画はJWRF全登録者へ声掛けをし登録者の意見を聞くヒアリング会を実施した。中長期計画作成後はこの計画を元に各担当部署で詳細の計画と実行をしている。運営会議にて必要に応じてモニタリング実施予定である。		1)JWRF中長期計画 2)強化戦略プラン2025年度 23) 2021年度 第5回理事会議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）（2）（3）】 中長期プランに大枠の計画は記載済み。詳細の人材育成計画は2026年9月までに作成しHPへ掲載予定である。 計画策定は運営会議にて各委員会委員長、部会長より意見を募り作成予定である。		1)JWRF中長期計画 2)強化戦略プラン2025年度
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）（2）（3）】 財務計画は2026年9月までに作成しHPへ掲載予定である。 計画策定は運営会議にて各委員会委員長、部会長より意見を募り作成予定である。		
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）】 外部理事は7名中5名（71.4%）である。 【審査基準（2）】 女性理事は7名中2名（28.5%）である。  外部理事は、企業取締役、元スポーツ選手（団体スポーツ選手）、アナウンサーが就任している。企業取締役には団体運営について財政的・組織的な部分に助言をもらっている。元スポーツ選手には選手目線での団体運営についての意見をもらっている。アナウンサーにはメディア戦略について助言をもらっている。様々な分野より幅広い知識や経験を活かして活動している。 障がい者である理事は7名中1名（12.5%）である。 今後連盟を支えていくであろう人材となる女性委員長及び部会長の育成にあたり多様性の確保も目標となる。		24)JWRF役員名簿2506

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2)評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	本連盟は評議員会を設置していないため、本審査項目は該当しない。		
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3)アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）】 アスリート委員会が設置されており、少なくとも年1回、その他、必要な際に開催している。 【審査基準（2）】 クラブチーム部会は各地域より、強化指定選手部会は点数・性別に配慮して構成している。 【審査基準（3）】 適宜議論すべきことがあれば運営会議または理事会にてアスリート委員長より議題を挙げてい フ	25)アスリート委員会規程 26)JWRFアスリート委員会名簿 27)2024年度アスリート委員会活動報告	
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款 第4章第25条にて適正な規模で構成することを定めている。 委員会担当理事制ではなく、各委員会委員長に各委員会の決定権を委ねており、理事は団体運営に関する決定に関わるため、多くの人数は必要ない。現状の人数と、理事の背景、外部理事の人数も含め適正である。	4)定款 24)JWRF役員名簿2506	
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款第4章第30条5項において、理事の就任時の年齢は原則70歳未満とすることを定めている。	4)定款	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	定款第4章第30条7項において、原則として理事・監事は連続5期を超えて在任できること、再度役員に就任する場合は2期以上の期間を開けなければならないことを定めている。 なお、現在10年を超えて在任する理事はいない。 【例外措置または小規模団体配慮措置】	4)定款 24)JWRF役員名簿2506	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	定款第4章第26条第1項において役員候補者選考委員会を設置することを定めている。役員候補者選考委員会委員は、理事、監事、外部有識者、その他理事会が適任であると評価した者から理事会が指名することとしており（第26条第3項）、委員のうち理事・監事が過半数を超えてはならないこととして、理事会からの独立性を担保している（第26条第4項）。 委員名簿は各議事録に記載している。	4)定款 28)220124役員候補者選考委員会議事録 29)230403役員候補者選考委員会議事録 49)240606役員候補者選考委員会議事録	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	右記規程にて整備している。	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 6)個人情報保護方針 8)就業等規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	右記規程にて整備している。  社員（会員）等の入退会に関する規程《会員規程第3条第9条》、会費等に関する規程《会員規程第5条》、社員総会等の運営に関する規程《定款第3章》、理事会の運営に関する規程《定款第5章》、監事に関する規程《定款第4章》、各種委員会の運営等に関する規程《専門委員会等規程》、業務分掌規程/職務権限規程《専門委員会等規程,事務局規程》、経理規程《会員規程》、事務局運営規程《事務局規程》、コンプライアンス規程《ガバナンス・コンプライアンス規程》	4)定款 5)ガバナンス・コンプライアンス規程 7)会員規程 8)就業等規程 9)クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程 10)事務局規程 11)専門委員会等規程 18)会計規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	右記規程にて整備している。	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 6)個人情報保護方針 8)就業等規程 12)競技会規程 13)文書取扱規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	右記規程にて整備している。  現状役員は無報酬であり、役員報酬については定款第4章第32条で定める通り、支給できる財政状況になった際には定めの通り金額等を決定する。	4)定款 8)就業等規程 14)旅費規程 15)謝金規程 30)交際費会議費規程 31)弔慰金等規程
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	右記規程にて整備している。	16)寄附金等取扱規程 17)クラウドファンディング取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	右記規程にて整備している。	7)会員規程 17)クラウドファンディング取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>【審査基準（1）】 右記規程にて整備している。</p> <p>【審査基準（2）】 選手による不服申立てについて、日本代表等選考規程第5章第16条に定めている。</p> <p>【審査基準（3）】 日本代表等選考規程第1章第3条に定めている。強化委員長、ヘッドコーチのみならず、理事、各委員会委員長にも選考会議への出席の権利を与えていていることによって、公平性を担保している。</p>	19)日本代表等選考規程 32)強化指定選手及び日本代表チーム関係者行動規範
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<p>技術委員会規程は定めているが、審判員の公平かつ合理的な選考に関する内容は含まれていない。</p> <p>技術委員会規程内に定めることとし、2026年9月までに整備完了し、2026年度より施行する予定</p>	20)技術委員会規程
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	<p>【審査基準（1）】 弁護士と顧問契約を締結し、日常的に相談できるルートを確保している。</p> <p>【審査基準（2）】 年1回、顧問弁護士によるコンプライアンス研修を開催しており、役員も出席している。出席出来ない場合の為にZOOMの録画をし後日視聴している。</p>	33)弁護士顧問契約書 35) 2021年度コンプライアンス研修資料_役員一般 37) 2022年度コンプライアンス研修資料_役員一般 53) 2024年度コンプライアンス研修資料_役員一般
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準（1）】 現状、会議の開催はしていない。コンプライアンス研修前にメールにて団体内で問題視している事などを委員内で話している。2024年度より年1回以上の会議を開催する予定である。</p> <p>【審査基準（2）】 コンプライアンス委員会規程を定めていないため、2025年度中に定める予定である。</p> <p>【審査基準（3）】 4名中3名が女性委員。</p>	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 38)JWRFコンプライアンス委員会名簿
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	委員に顧問弁護士が入っている。	38)JWRFコンプライアンス委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	年1回JWRF役員向けにコンプライアンス研修会を実施している。コンプライアンス教育の実施計画は現状作成していない為、2024年度以降は作成の上、実行していく。		35) 2021年度コンプライアンス研修資料_役員一般 37) 2022年度コンプライアンス研修資料_役員一般 50) 2023年度コンプライアンス研修資料_強化技術 53) 2024年度コンプライアンス研修資料_役員一般
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	年1回JWRF強化指定選手・スタッフ向けにコンプライアンス研修会を実施している。コンプライアンス教育の実施計画は現状作成していない為、2024年度以降は作成の上、実行していく。		34) 2021年度コンプライアンス研修資料_強化技術 36) 2022年度コンプライアンス研修資料_強化技術 50) 2023年度コンプライアンス研修資料_強化技術 54) 2024年度コンプライアンス研修資料_強化技術
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	年1回JWRF技術委員会向けにコンプライアンス研修会を実施している。コンプライアンス教育の実施計画は現状作成していない為、2024年度以降は作成の上、実行していく。		34) 2021年度コンプライアンス研修資料_強化技術 36) 2022年度コンプライアンス研修資料_強化技術 50) 2023年度コンプライアンス研修資料_強化技術 54) 2024年度コンプライアンス研修資料_強化技術
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）】 法律、税務、会計について、それぞれ顧問契約をしている。依頼内容の適否については都度検討の上サポートを依頼している。 【審査基準（2）】 法律、税務、会計について、それぞれ顧問契約をしている。必要に応じて、いつもで連絡を取れるようにしている。		33)弁護士顧問契約書 39)社労士顧問契約書1 40)社労士顧問契約書2 41)税理士顧問契約書1 42)税理士顧問契約書2 43)税理士顧問契約書3 44)税理士顧問契約書4

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）】 会計規程を定めることにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準（2）】 一般社団法人やスポーツ団体の財務関係に関して実績が多数ある税理士を監事として設置している。 【審査基準（3）】 年1回、内部監査後に監査報告書を受領している。	18)会計規程 24)JWRF役員名簿2306 45)2020年度監査報告書 46)2021年度監査報告書 51)2022年度監査報告書 52)2023年度監査報告書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守できている。	55)2024年度決算書 48)【JSC手引き】令和7年度会計処理の手引き JSCホームページ 各種手引き等 <a href="https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabcid/831/Default.aspx">https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabcid/831/Default.aspx</a> <a href="https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabcid/1458/Default.aspx">https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabcid/1458/Default.aspx</a>
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算書を連盟のホームページにて公開している。	JWRFホームページ <a href="https://jwrf.jp/about/federation/">https://jwrf.jp/about/federation/</a>
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	規程を作成しており法令遵守し選考している。選考結果と選考理由は合宿内で選手・スタッフへ発表し、その後に理事・各委員会委員長等へメールにて周知。選考結果に関する個別の問い合わせはヘッドコーチ、強化委員長はじめコーチ中心に対応している。 規程は連盟のホームページにて公開している。選手選考結果は適時連盟SNSなどでも発表している。	JWRFホームページ <a href="https://jwrf.jp/about/federation/">https://jwrf.jp/about/federation/</a> 19)日本代表等選考規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードを連盟のホームページにて公開している。	JWRFホームページ <a href="https://jwrf.jp/about/federation/">https://jwrf.jp/about/federation/</a> 5)ガバナンス・コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準（1）】 会計規程第3章第20条に定めている。</p> <p>【審査基準（2）】 ガバナンス・コンプライアンス規程第2章第5条に記載があるが、適切に管理していることを表すには不十分な内容である。2025年3月までに利益相反規程を新たに作成する予定である。現状は利益相反に関する事項は都度理事会にて決議し実行している。</p>	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 18)会計規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	ガバナンス・コンプライアンス規程第2章第5条に記載があるが、適切に管理していることを表すには不十分な内容である。2025年3月までに利益相反規程を新たに作成する予定である。現状は利益相反に関する事項は都度理事会にて決議し実行している。	5)ガバナンス・コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明		
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準（1）】 やり取りの記録が残るよう、専用アドレスを作成しメールにて受け付けている。現状は必要な方に専用アドレスを伝えて連絡するよう案内している。</p> <p>【審査基準（2）】 守秘義務について口頭で話をしているが、誓約書は交わしていない為、2026年9月までに相談窓口担当者の守秘義務について明文化する予定である。</p> <p>【審査基準（3）】 【審査基準（4）】 通報から相談、課題着手、解決等の流れが明文化されていない為、2026年9月までに明文化する予定である。</p> <p>【審査基準（5）】 年1回コンプライアンス研修会を実施している為、通報窓口についての案内や通報が正当な行為であること等の内容も、研修内容に組み込むようにする。</p>		5)ガバナンス・コンプライアンス規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心とすること	通報はコンプライアンス委員会が受信するようになっており、弁護士が委員に入っている。		38)JWRFコンプライアンス委員会名簿
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>【審査基準（1）】 ガバナンス・コンプライアンス規程内で定めている。禁止行為、処分対象者は第3章第7条1～6項、第9条1～3項、第11条1～2項、処分の内容は第21条1～2項、第22条1～2項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、処分に至るまでの手続は第16条1～2項、第18条1～4項、第19条1～3項に記されている。</p> <p>【審査基準（2）】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を記載しているガバナンス・コンプライアンス規程を連盟ホームページに公開している。</p> <p>【審査基準（3）】 ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第16条で定めている。</p> <p>【審査基準（4）】 ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第18条第4項で定めているが内容が不十分である為、2026年9月までに規程内容を定める予定である。</p>		5)ガバナンス・コンプライアンス規程 JWRFホームページ <a href="https://jwrf.jp/about/federation/">https://jwrf.jp/about/federation/</a>
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第12条違反事項に関する相談およびその防止に対応するため、コンプライアンス委員会を設けることとしており、コンプライアンス委員会に外部の弁護士を配置している。		5)ガバナンス・コンプライアンス規程 38)JWRFコンプライアンス委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）】 ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第20条で定めている。 【審査基準（2）】 ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第20条、会員規程第4条、日本代表等選考規程第5章第16条で定めている。 【審査基準（3）】 申立期間について制限を設けていない。	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 7)会員規程 19)日本代表等選考規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	ガバナンス・コンプライアンス規程第7章第20条、会員規程第4条、日本代表等選考規程第5章第16条で定めている。現在までに処分対象者に該当する者は出ていないが、規程はホームページでも公開するなど会員に周知している。 尚、ガバナンス・コンプライアンス規程で定めているが内容が不十分である為、2026年9月までに規程内容を定める予定である。	5)ガバナンス・コンプライアンス規程 7)会員規程 19)日本代表等選考規程
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理体制の構築や危機管理マニュアルを明文化していないため、2026年9月までに作成予定である。	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年内に不祥事は発生していないため、本審査項目は該当しない。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年内に不祥事は発生していないため、本審査項目は該当しない。	
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織はないため、本審査項目は該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織はないため、本審査項目は該当しない。		